

意見募集

みなさまのご意見をお寄せください

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境
美化に関する条例の改正（案）について

クリーンステーションの実態を踏まえた課題を解消し、市民の管理負担軽減を図るために条例改正を行う内容について、市民の皆様からの意見を募集します。

意見募集期間

令和5年10月20日～11月18日

問い合わせ先

神戸市環境局業務課

電話 078-595-6143

1 意見募集期間

令和5年10月20日(金)～令和5年11月18日(土)

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1-5 三宮プラザ EAST2F
神戸市環境局業務課 意見募集宛

(2) ファクシミリ による提出

(078)595-6246 神戸市環境局業務課 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス: kan_sei@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市環境局業務課

神戸市中央区磯上通7丁目1-5 三宮プラザ EAST2F

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

3 注意事項

(1) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。また、神戸市にお住いの方以外で、市内の事業所等に勤務されている方、市内の学校に在学中の方は、事業所等又は学校の名称及び所在地を記載してください。

(2) 提出される書式には、「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の改正(案)について」に対してのご意見であることを明記してください。

(3) 電話などによる口頭の意見提出の受付及びいただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(4) いただいたご意見に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和5年11月下旬頃(予定)に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室(市役所1号館 18階)でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・ご提案は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見、ご提案、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき、他の目的に利用・提供しないととも、適正に管理いたします。
- (4) 意見提出に際し、以下の理由から氏名・住所の記載をお願いしています。
 - ア 提出された意見の内容を確認させていただく場合があること
 - イ 意見提出手続は、「市民（市内に在住・在勤・在学、事務所・事業所を有する方）」を対象として行う手続であること

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

超高齢化社会の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、ごみ出しルールを守らない市民への呼びかけや清掃当番の継続などクリーンステーション管理の負担が課題となっています。また、クリーンステーションの移設・増設に向けた利用者間の話し合いによる解決が困難になってきています。

これらの現状について、令和4年度より実際にクリーンステーション管理に携わっている地域の方、学識経験者、不動産業界の方による「クリーンステーションのあり方検討会」を開催し、クリーンステーションの実態を踏まえた課題を抽出し、対応の方向性を検討してきました。

「クリーンステーションのあり方検討会」では、

- (1) クリーンステーションの掃除当番が負担になっている。
- (2) 戸建て跡地に小規模共同住宅が建設されることで既存クリーンステーションの利用者が増加することで管理が困難になっている。
- (3) ルールに違反して排出されたごみへの対応が負担となっている。
- (4) ごみ量が多すぎることで、カラス対策ネットに納まらないなど、カラスに荒らされて、清掃の負担が大きくなっている。
- (5) 高齢化等により離れたクリーンステーションへの排出が負担となっている。
- (6) 自治会員と非自治会員でクリーンステーションの管理負担の偏りがある地域がある。

の6つの課題を抽出し、これら課題の主たる原因は、

- I. クリーンステーションの数が少ない
- II. クリーンステーション管理の担い手不足
- III. 排出ルールが守られない

の3点に集約し、これらの課題について原因ごとに対策をとりまとめました。それらの対策を確実に実行し、市民の負担軽減を図るために「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」の一部改正を行います。

2. 改正の概要

(1. クリーンステーションの数を増やすため)

これまで「神戸市開発事業の方法及び基準に関する条例」において、共同住宅20戸以上（ワンルームは10戸以上）に専用クリーンステーション設置に向けた協議が義務づけられていました。この基準以下の共同住宅にはクリーンステーションに係る規定がありませんでした。

- | |
|---|
| ① 小規模の共同住宅についても専用クリーンステーション設置の努力義務を規定します。 |
|---|

(II. クリーンステーション管理負担の軽減のため)

超高齢化社会の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、清掃当番の維持が困難な地域や一部の利用者に清掃等の負担が偏っている地域があります。

② 市がクリーンステーションの管理にも側面的（清掃等）に支援することを規定します。

排出ルールが守られていない一部の地域において、自治会等のクリーンステーション管理者が立番などによる排出指導を行うなどの負担が発生していました。

③ 必要に応じて、市が市民・事業者に指導・助言を行うことを明確化します。

(III. 排出ルールが守られないことについて)

クリーンステーションの管理負担の軽減に不可欠である排出ルールの遵守は単にマナーの問題ではないことを規定します。

④ 市民の皆様には、改めて排出ルールを遵守していただくことを明確化します。

専用のクリーンステーションを持たない共同住宅に入居される方が、どこのクリーンステーションを利用し、どのような排出ルール（分別・曜日）であるかが分からないとの問い合わせが多くあり、結果的に不適切排出につながる事例があります。

⑤ 共同住宅の所有者・仲介事業者等に対して、入居者へのごみの排出方法の周知を義務とすることを規定します。

(その他)

これらの規定により、適正な排出が行われ、クリーンステーションの管理の負担軽減を実現するためには、市民・事業者・市が協力・連携していくことが必要です。

⑥ 廃棄物の適正な処理、環境の美化の推進等について、市民・事業者・市が相互に協力し、連携することを規定します。

3. 施行予定日

②～⑥

令和6年4月1日

①

令和6年10月1日